

HSK

どうじん

第 112 号

昭和48年1月13日 第3種郵便物認可
H. S. K通巻420号

発行日 平成19年3月10日(毎月10日発行)

編集 北海道腎臓病患者連絡協議会
札幌市北区北17条西2丁目2番38-101

発行 北海道身体障害者団体定期刊行物協会
札幌市西区八軒8条東5丁目4-18
細川 久美子

平成19年 PR版

全道の透析患者の皆様
医療費・福祉・介護、この大変な時だからこそ
腎友会にご加入ください!!



「ひと枝の春」

撮影者 阿部 輝昭 氏

北海道腎臓病患者連絡協議会

患者さん同士「助け合おう」を!



ないための努力と、事実を受け止め、きちんと対応をとるという姿勢のほです。

最近のニュースを見ておきますと、連日のごとく心を痛める話題がマスコミを賑わしています。一つは、いじめの問題です。いじめを問題とする自殺や自殺予告するなど、いじめに関わる深刻なトラブルが全国的に次々と起こりました。これには学校と家庭に問題があるように思いますが、従来いじめに対しては、学校側もあんまり真剣に取り組んでこなかったように見受けられます。いじめに苦しんでいる子がいたら、助け、支えてやるのが先生方の役目だと思います。それを黙認したり、見過ごしたりする無責任は許されたいはずで、教育現場に求められているのは、子供からのサインを絶対見逃さ

ずです。いじめの背景として「親が社会のルールを教えていない」、「他人の痛みを思いやることができない」、「親が子供の悩みを把握できていない」といったような、家庭での教育問題が大きいのと考えている人も多かったようです。確かに親子のコミュニケーションがなければ、子供たちの状況についてもっと正確に把握できるはずで、子供たちの苦しみに、これまで真剣に耳を傾けてきた大人はどれだけのいるのだろうかと思わざるを得ません。私たちは、毎日たくさんの方々に助けられて生きています。自分一人だけでは何もできません。助け合って生きて行くしかありません。私たち一人一人が廻りの人の心の痛みや苦しみを理解し、真剣に対応していくことが、今ほど求められている時代は、ないと思いません。

最近、多く報道されている事に、もう一つ児童虐待の問題があります。子供が虐待で死亡する悲惨な事件も後を絶ちません。何とも恐ろしいことです。子供を育てる家庭の絆が弱まり、深刻なケースが増えているようです。暖かく温もりのある家庭が生育の原点です。殺伐とした潤いのない社会になればなるほど、心の安住できる暖かい場所が必要になります。私たち大人は力を合わせて、そのような環境を作り、守り育てていかなければなりません。

我々患者には、いじめ、虐待は、無縁のものかもしれません。しかし生きていく上で考えさせられることはあるはずで、患者さん同士「助け合おう心」を少しでも持つことで、自然と優しい言葉が出てきて、そこから人と人の交流が、はじまるのではないのでしょうか。

(社)全腎協では腎臓病患者のための(無料)電話相談をしています!

☎ **0120-08-8393** FAX:03(5395)2831 E-mail:soudan@zjk.or.jp

◆事前の日時をご予約下さい◆ **どなたでも相談できます。**

◆生活・福祉 (1回の相談は30分)
担当: 医療ソーシャルワーカー
4月12日(木)・27日(金)
5月18日(金)・31日(木)
6月14日(木)・29日(金)

◆栄養・食事 (1回の相談は30分)
担当: 管理栄養士
4月 5日(木)・20日(金)
5月10日(木)・25日(金)
6月 7日(木)・22日(金)

透析をしているすべての方が 安心して医療を受け生活するために 腎友会があります

腎友会は昭和46年の全腎協（社）全国腎臓病協議会（社）発足以来、『人工透析を必要とする腎臓病患者の命と暮らしを守る』をスローガンに、行政への請願・陳情活動を行い、医療費の公費助成・福祉制度・腎臓病予防の啓発運動など、大きな成果をあげてきました。

しかし、この数年、国や北海道は、財政難を理由に、透析患者・障害者・高齢者にさまざまな負担増を行ってきています。

※透析患者に対しては

- ・健康保険の長期高額療養費（マル長）の所得の高い方への自己負担増
 - ・障害者自立支援医療（旧更生医療）の自己負担増
 - ・健康保険の透析医療費の引き下げや、外来透析食保険適用廃止
 - ・北海道重度心身障害者医療費助成（マル障）の一部自己負担など
- 透析患者は、現在、全国で約26万人、北海道では約1万2千人、多くの方が透析を受けていますが、私たちは生きるために透析が必要なのです。この医療・福祉の後退を少しでも止める事ができるのは、当事者である私たち透析患者一人ひとりが連携し、声をあげていく事しかありません。是非、腎友会にご参加下さい！！

腎友会は全国組織

—皆さんが住んでいる地域の腎友会に加入すると、全道・全国の腎友会に加入する事になります。—

行政に請願・陳情などで対応

- ・全腎協 社）全国腎臓病協議会は国に。
- ・道腎協 北海道腎臓病患者連絡協議会は北海道に。

最近では、夕張市立病院の透析廃止について、夕張腎臓病友の会とともに道に働きかけています。

また年1回、道との意見交換会を開催。

●各地域腎友会（皆さんがお住まいの市町の腎友会）は各市町に。

●国会請願署名活動は今年で36回目

—国会請願がなければ私たちの声は行政に伝わりません。—

※国会請願で実現した事

- ・透析医療費が公費負担に（1972）
- ・腎臓病患者にも身体障害者手帳が交付（1972）
- ・腎移植に健保適用（1978）
- ・JR・航空運賃割引（1990）・有料道路料金割引など（1994）の内部障害者への適用

●腎移植普及推進のキャンペーンは今年で27回目

患者同志の交流活動

各地域腎友会ではさまざまな行事・レクリエーションがあります。

腎友会の会報—情報の提供

透析をしながらより良い生活をするために、自分の病気を知り、行政・福祉の情報を知る事が大切です。会報『ぜんじんきょう』は全腎協から年6回・会報『どうじん』は道腎協から年4回

道腎協青年部「キノヒ」

49歳までの青年層会員で構成。地域腎友会に協力し、青年層の交流や勉強会をしています。

医療講演：道腎協では年2回 是非、皆さんもいらして下さい。

●今年には道腎協30周年記念医療講演があります。

平成19年5月27日、午後1時から ホテルユニオン（札幌）にて「透析で長生きする秘訣」（仮称）

自己管理について

日本透析医会 会長 山崎 親雄先生（予定）

道腎協規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)
第1条 この会の名称は、北海道腎臓病患者連絡協議会と称する。道腎協と略称し、本文において以下『本会』と記す。

2 本会の所在地(事務局)は次のとおり。
札幌市北区北17条西2丁目2-38-101

(組 織)
第2条 本会は、腎臓病患者とその家族を主たる会員とする『患者会組織』(原則として地域の複数以上の患者団体)で構成される連絡協議会とする。また、本会の事業を賛助するために加入した特別会員(個人又は団体)をもつて構成する。

2 本会は社団法人全国腎臓病協議会(略称…全腎協)及び財団法人北海道難病連(略称…道難病連)に加盟する。

3 本会への加入は、『患者会組織』加入を原則と

し、運営会議の議を経てブロック会議の承認を得て、総会で加入の可否を決定する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りとする。

(1) 腎臓病患者・家族の医療と権利を守り、真の社会保障制度の確立をめざす

(2) 腎臓病の治療と予防のための医療体制および研究体制の充実と向上をめざす

(3) 腎臓病患者相互の経験交流と親睦を図る

(事業)
第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 腎臓病患者・家族の医療と生活を守り、向上させるための法的、行政的、医学的要請を関係諸機関に働きかける

(2) 必要な資料・情報の収集と伝達

(3) 広報に関する事業

(4) 加入『患者会組織』間の交流

(5) 加入『患者会組織』の強化と未加入患者会の組織化

(6) その他の患者・障害者組織など関係団体との連携

(7) その他目的を達成するための諸事業

第3章 会 議

(種 別)

第5条 本会の会議は次の通りとする。

(1) 総 会

(2) ブロック会議

(3) 運営会議

(総 会)
第6条 総会は本会の最高議決機関であつて年一回、前年度会計期間終了後、すみやかに会長が召集開催する。

2 総会は全体会議とし、文書による発言もできる。

(臨時総会)
第7条 加入『患者会組織』の3分の1以上の要求があつたとき、またはブロック会議が必要と認めたと

きは臨時総会を開かなければならない。

(ブロック会議)
第8条 ブロック会議は会長が召集し、運営会議の構成員及び幹事ならびに会計監査役により構成され、年度に2回以上開催する。

2 ブロック会議は付議事項のほかに、各『患者会組織』からの懸案事項等について協議決定する。

3 ブロック会議の決定は総会に報告し承認を受け

る。
(運営会議)
第9条 運営会議は会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計と運営委員により構成される。

2 運営会議は総会、ブロック会議の決定に基づき本会の運営に責任をもつ執行機関であり、必要に応じて会長が召集する。

3 運営会議の決定は、次のブロック会議に報告し、承認を受ける。

(会議の議長)
第10条 本会の会議の議長はその都度、出席者の中から選出する。

(会議の運営)
第11条 本会の会議運営は相互の意見を尊重し、充分な議論のもと合議を原則

とし、やむなく議決の必要が生じた場合は出席者の過半数の賛成をもって議決し、可否同数の場合は議長が決する。
(会議の付議事項)
第12条 会議に必ず付議しなければならない事項は次の通りとする。

(1) 規約の改廃に関すること

(2) 事業計画及び経過報告

(3) 予算・収支決算、会計監査報告(運営会議は除く)

(4) 役員を選出に関すること

第4章 役 員

(役 員)

第13条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 事務局次長 若干名

(5) 会 計 1名

(6) 運営委員 若干名

(7) 幹 事 若干名

(8) 会計監査役 2名

原則として各『患者会組織』から1名

(役員任免)
第14条 前条における幹事は、

- 各『患者会組織』から推薦を受け、その他の役員は運営会議の指定した『患者会組織』から推薦を受け、それぞれにもブロック会議の議を経て、総会において承認決定する。
 - 2 前項において、推薦されるその他の役員は、本会の幹事などの経験を有する者が望ましい。
 - 3 運営会議の構成員に欠員が生じた場合の補充は、運営会議の裁量に委ねるものとする。
 - 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。また中途補充の役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 役員兼任は出来ないものとする。
 - 6 役員が本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき、運営会議の議決に基づき退会させる事ができる。
 - 7 本会に相談役、顧問を置くことが出来る。相談役、顧問は運営会議が委任する。
- (役員の仕事)
- 第15条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある場合は

- その任務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局の業務を統括すると共に、運営会議の議決に基づき、その執行にあたる。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、各種事業の円滑推進に寄与する。
- 5 会計は本会の収支状況の経理を行い、総会において会計報告をし、承認を受ける。
- 6 運営委員は運営会議を構成し、活動方針の立案及び、総会、ブロック会議の議決した業務の執行にあたる。
- 7 幹事は運営会議の構成員及び会計監査役とともにブロック会議を構成し、地元組織との連携を保つ。
- 8 会計監査役は、会計年度内に2回、現金出納簿、関係書類を監査し、ブロック会議及び、総会において結果を報告する。
- 9 相談役はブロック会議、運営会議に対し意見を述べることができ、顧問は本会の求めに応じて必要な助言をすることができる。

第5章 事務局

- (事務局)
- 第16条 本会に事務局を置く

- 1 ことができる。
 - 2 事務局員の採用は運営会議で決定する。
 - 3 事務局は運営会議の指導のもとに本会の業務を執行する。
- (事務局手当)
- 第17条 事務局長、事務局員には事務局手当を支給する。
 - 2 事務局手当の支給額は運営会議で決定する。

(退職金手当)

第18条 退職給与規程により、事務局員に退職金を支給する。支給に異議あるときは、運営会議で決定する。

第6章 会計

- (財政)
- 第19条 本会の財政は会費、寄付金、その他の収入によつて賄う。
- (会費)
- 第20条 本会の会費は『患者会組織』の会員1名につき、年額4,200円
(内訳：道腎協2,400円、全腎協1,800円)
とし中途入会者は月割(月額350円)計算とする。
- 2 会費納入は原則として新年度の早い時期にすみ

- やかに納入しなければならぬ。
 - 3 一旦納入した会費及び引出金品は、収支予算上、これを一切返戻しない。
(会計年度)
- 第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (現金出納簿及び関係書類)
- 第22条 本会の収支状況を記録した現金出納簿、及び関係書類は総会において会計監査報告を受け、5年間保存したのち、廃棄処分とする。

第7章 附則

- (規約の改正・廃止及び規程)
- 第23条 本会の規約の改廃は、運営会議で立案検討を経て、ブロック会議の審議討論を得て、総会において承認決定する。
- 2 改廃した規約の効力は、承認決定した総会年度の始期(4月1日)に遡り施行する。
 - 3 この規約に基づき、各種規程を設けることができる。
 - 4 各種規程は別に定める。規程の作成、改廃は運営会議において行い、その内容は、ブロック会議に

- 報告する。
(交通費、旅費、表彰、慶弔、退職給与)。
- 5 本規約は昭和53年6月18日、第1回総会において制定し、施行する。
- 6 昭和58年7月3日一部改正(全体総会、全腎協加盟他)。
- 7 昭和62年5月31日一部改正(事務局員の手当、道腎協の会費100円から200円に)。
- 8 平成元年5月28日一部改正(相談役、顧問の設置、役員の仕事に関する事他)。
- 9 平成2年5月27日一部改正(全腎協会費10月から130円、翌3年10月から150円に)。
- 10 平成3年6月2日一部改正(退職金手当を設け支給、事務局次長1名)。
- 11 平成7年6月4日一部改正(役員任期2年)。
- 12 平成9年5月25日一部改正(事務局次長2名)。
- 13 平成11年6月6日大幅改正(役員の仕事他)。
- 14 平成12年5月21日一部改正(会議の議長に関する事他)。

短歌

沢田 英子 (札幌)

○ 夫と見る

箱根駅伝の

走る道

吾子の住む地は

このあたりかも

○ 孫のひく

ピアノの選曲

うれしくて

♪ 主よ！他人の希の

よろこびを!!

○ 黄ばみし

恋文の束

燃し終えて

さびしくなるも

ひとつかたづく

ご存知ですか？外食の成分

以下の成分は外食のだいたいの目安です。
エネルギー、たんぱく質、カリウム、リン、塩分など、ご自分の状態に合った食品摂取を心がけましょう。

メニュー	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	カリウム (mg)	リン (mg)	塩分 (g)
カレーライス(年60歳以上300g、福)	1011	18.8	600	244	3.6
スパゲティ・ミートソース	682	24.5	602	254	3.7
焼そば	641	15.5	442	255	2.9
ハンバーグ定食(ロールパンとバター有)	832	35.8	924	375	4.1
チーズバーガー	376	17.3	277	263	2.5
フライドポテト (107g)	131	1.6	410	40	0.6

きりりとせ

- 腎友会へご入会いただける方は、各施設幹事または、各地域腎友会事務局（P7参照）へお申し込みください。
- 年会費は各地域腎友会により異なります。各事務局にお問い合わせください。（なお、全腎協1,800円、道腎協2,400円分の年会費もその中に含まれます）

入会申込書

平成 年 月 日入会

氏名	ふりがな	性別	生年月日		
		男・女	明大昭平	年	月 日
住所	〒	電話			
医療機関名					
透析開始日	<input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> CAPD <input type="checkbox"/> 移植	昭和 平成	年	月	日
職業 (勤務先)	電話				
透析日	曜日 {昼・夜} 曜日 {昼・夜} 曜日 {昼・夜}				

地域腎友会事務局所在地

会 名	〒	住 所	電話番号
旭川地方腎友会	078-8329	旭川市宮前東4155-30 旭川市障害者福祉センター「おびった」3F	0166-33-9083
岩見沢腎友会		岩見沢市	
浦河地区腎友会		浦河郡浦河町	
江別腎臓病患者会	069-0817	江別市野幌町代々木町81-6 溪和会江別病院 透析室内	011-382-1111
小樽後志地方腎友会	047-0032	小樽市稲穂1-3-13 小樽ライフクリニック 透析室内	0134-62-3827
オホーツク腎友会		網走市	
北見地方腎友会		北見市	
釧路地方腎友会	085-0003	釧路市川北4-17 身体障害者福祉センター内	0154-23-6687
札幌腎臓病患者友の会	001-0017	札幌市北区北17条西2丁目2-38 サザンアベニュー北大301	011-707-6789
静内腎友会		静内郡新ひだか町	
腎友会滝川クリニック透析者の会	073-1103	新十津川町字中央309-13 相川正信様方	0125-76-2489
伊達地方腎友会		虻田郡京極町	
道南腎臓病患者連絡協議会		函館市的場町	
十勝地方腎友会		帯広市	
苫小牧腎友会		苫小牧市	
根室腎友会		根室市	
深川腎友会	074-0005	深川市5条6番10号 深川市立総合病院 透析室内	0164-22-1101
室蘭地方腎友会	050-0083	室蘭市東町2-1-19 室蘭市障害者総合福祉センター内	0143-45-6849
紋別地方腎友会		紋別郡遠軽町	
夕張腎臓病友の会		夕張市	
留萌地方水無人腎友会	077-0011	留萌市東雲町2丁目16番 留萌市立病院 透析室内	0164-49-1011
稚内地方腎友会	097-0022	稚内市中央4丁目11番6号 稚内市立病院 透析室内	0162-32-8134
士別腎友会	095-0044	士別市東山町3029番地1 市立士別総合病院 透析室内	0165-23-2166
三笠腎友会		三笠市	
富良野腎友会	076-0024	富良野市幸町13-1 富良野協会病院 透析室内	0167-23-2181
小清水腎友会		斜里郡清里町	
名寄市立病院腎友会		名寄市	
北海道腎臓病患者連絡協議会	001-0017	札幌市北区北17条西2丁目2-38 サザンアベニュー北大101	011-747-0217
(社)全国腎臓病協議会	170-0002	東京都豊島区巣鴨1丁目20番9号 巣鴨ファーストビル3階	03-5395-2631

★ひとりひとりが腎友会を支えています★

私たちの医療と福祉は
私たちが力を合わせて守りましょう



腎友会患者会組織図

(.....内は関連団体)

(社)全国腎臓病協議会

会報(ぜんじんきょう)

日本難病・疾病団体協議会

(財)北海道難病連 (31部会
21支部)

会報(なんれん)

(46都道府県腎協)

北海道腎臓病患者連絡協議会

会報(どうじん)

全道22地域腎友会組織

(三笠腎友会)	深川腎友会	根室地方腎友会	静内腎友会	浦河地区腎友会	江別腎臓病患者会	岩見沢腎友会	夕張腎臓病友の会	紋別地方腎友会	オホーツク腎友会(含小清水腎友会)	北見地方腎友会	釧路地方腎友会	十勝地方腎友会	腎友会滝川クリニック透析者の会	伊達地方腎友会	室蘭地方腎友会	苫小牧腎友会	道南腎臓病患者連絡協議会	留萌地方水無人腎友会	稚内地方腎友会	旭川地方腎友会(含上別、富良野腎友会、名寄市立病院腎友会)	小樽後志地方腎友会	札幌腎臓病患者友の会
---------	-------	---------	-------	---------	----------	--------	----------	---------	-------------------	---------	---------	---------	-----------------	---------	---------	--------	--------------	------------	---------	-------------------------------	-----------	------------

各施設患者会

各会員

個人会員・賛助会員